

# 公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 育児休業等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、就業規程第19条、第24条及び第35条並びに派遣職員等就業規程第15条及び第20条の規定により、育児休業、子の看護休暇、所定外勤務の免除、時間外勤務の制限、深夜勤務の制限及び短時間勤務（以下「育児休業等」という。）に関する取り扱いを定めたものである。

### (定 義)

第2条 育児休業とは、1歳未満または1歳6か月未満の子（実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、養育里親に委託されている子）を育てる職員が、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）と雇用関係を維持したまま、一定期間休業して育児に専念し、その後再びこの法人で勤務することをいう。

2 子の看護休暇とは、就業規程第24条第4号及び派遣職員等就業規程第20条第4号に規定する特別休暇をいう。

3 所定外勤務の免除とは、就業規程第19条第3項及び派遣職員等就業規程第15条第3項の規定より3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために正規の勤務時間以外の勤務をさせないことをいう。

4 時間外勤務の制限とは、就業規程第19条第2項及び派遣職員等就業規程第15条第2項の規定により小学校就学前の子を養育する職員が、当該子の養育のため、1か月について24時間、1年について150時間を超える正規の勤務以外の勤務をさせないことをいう。

5 深夜勤務の制限とは、就業規程第19条第1項及び派遣職員等就業規程第15条第1項の規定により小学校就学前の子を養育する職員が、当該子の養育のため、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における勤務をさせないことをいう。

6 育児短時間勤務とは3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために、勤務時間の短縮等により勤務を続けることをいう。

### (規程の遵守)

第3条 この法人及び職員は、育児休業等の運用及び利用については、この規程を誠実に遵守しなければならない。

### (法令との関係)

第4条 育児休業等に関して、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業

等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令に定めるところによる。

#### （疑義の解決）

第5条 この規程に疑義が生じた場合及び法令又はこの規程に定めのない事項の取り扱いについては、この法人がこれを決定する。

#### （職員の個人情報の取得・利用について）

第6条 この法人は、職員の個人情報を次の利用目的のために利用するものとする。

(1) 情報の範囲

育児対象者の氏名、年齢、生年月日、続柄、同居扶養の状況、出産予定日、配偶者及び同居家族の養育状況。

(2) 利用目的

育児休業、子の看護休暇、所定外勤務の免除、時間外勤務の制限、深夜勤務の制限及び育児短時間勤務の申し出に対する手続きを行うため。

## 第2章 育児休業

### 第1節 手続と内容

#### （対象者）

第7条 1歳未満の子を養育する職員は、この規程に定める手続に従い育児休業を取得する。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 日雇職員

(2) この法人と職員代表との間で締結された育児休業等の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、育児休業の対象から除外されることとされた者。

ア この法人に採用されてから1年経過していない職員

イ 育児休業申し出の日から1年以内に雇用契約が終了することが明らかな職員

ウ 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

2 期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で次のいずれにも該当する場合は、育児休業を取得することができる。

(1) この法人に採用されて1年経過していること

(2) 子が1歳6か月（次条2項の場合は2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業を取得することができる。

### (期間の延長)

第8条 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の各号に掲げる事由がある場合、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの期間で育児休業を延長することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、子を1歳以降養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難となった場合

2 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の各号に掲げる事由がある場合、子が1歳6か月に達する日から2歳の誕生日までの期間で育児休業を延長することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月に達する日に限るものとする。

- (1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- (2) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、子を1歳6か月以降養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難となった場合

### (育児休業の申し出)

第9条 育児休業を取得しようとする職員は、原則として育児休業を開始しようとする日の1か月前までに、育児休業申出書(様式1号)を提出しなければならない。

2 期間を定めて雇用された者が、労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、原則として子の1歳の誕生日の2週間前までに、当該延長期間に係る育児休業申出書に延長理由を証明する書類を添付して、再度提出しなければならない。

3 この法人は、育児休業の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。

4 申出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に対象児出生届(様式第2号)に出生を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

### (申し出の回数制限)

第10条 同一の子については、当該子に係る育児休業が中断、又は終了した場合であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、重ねて育児休業を申し出ることはいできない。ただし、産後休業をしていない職員が、この出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申し出には数えない。(第7条第3項及び前条第2項の場合は、この限りではない。)

- 2 当該子の育児休業期間が、新たに生まれた子の産前産後休業期間が始まったことにより終了した場合に、新たに生まれた子が産前産後休暇期間中に次のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (1) 死亡したとき
  - (2) 養子となったこと、その他の事情のより職員等と同居しなくなったとき
- 3 新たに生まれた子の育児休業期間が始まったことにより、育児休業期間が終了した場合であって、その新期間の育児休業に係る子の全てが前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 4 育児休業の申出を撤回した後に、配偶者の死亡などにより当該子を養育する者がいなくなったとき。
- 5 育児休業の申し出に係る子が、就業規程第 19 条第 1 項に規定する要介護者となったとき。
- 6 保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

#### (育児休業取扱通知書の交付)

第 11 条 この法人は、育児休業申出書の提出を受けたときは、育児休業の取得の可否、休業期間、休業中及び休業後の労働条件の取扱いを定めた育児休業取扱通知書（様式 3 号）を交付しなければならない。

#### (育児休業開始予定日の指定)

第 12 条 申し出があった育児休業の開始予定日が、育児休業申出書の提出日の翌日から起算して 1 か月を経過する日より前の日であるときは、この法人は申し出があった育児休業の開始予定日と、申し出日の 1 か月経過日との間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定する。ただし、育児休業申出書の提出日前に、次に掲げる事由が生じた場合には、育児休業等申出書の翌日から、1 週間を経過する日までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定する。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき
- (2) 育児休業申し出に係る子の親である配偶者が死亡したとき
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により休業申し出に係る子を養育することが困難になったとき
- (4) 配偶者が育児休業申し出に係る子と同居しなくなったとき
- (5) 育児休業の申出に係る子が、要介護状態になったとき
- (6) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

#### (育児休業開始予定日の変更)

第13条 育児休業を取得する予定の職員が、育児休業開始予定日の前日までに、前条ただし書きの規定により、育児休業開始予定日を変更しようとするときは、すみやかに育児休業変更申出書(様式4号)により、この法人に申し出なければならない。ただし、変更しようとする育児休業開始予定日は、当初の育児休業開始予定日よりも前の日とする。

- 2 前項の育児休業開始予定日の変更は一つの育児休業について1回に限るものとする。ただし、当該申し出があった開始予定日が、申し出た日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、申し出があった開始予定日と期間経過日との間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定する。

#### (育児休業終了予定日の変更)

第14条 職員が、育児休業終了予定日を変更しようとするときは、申し出た育児休業終了予定日の1か月前の日まで(1歳以降の育児休業の場合は2週間前まで)に、育児休業変更申出書により、この法人に申し出なければならない。ただし、変更しようとする育児休業終了予定日は、当初の育児休業終了予定日よりも後の日とする。

- 2 育児休業終了予定日の変更は、一つの育児休業又は休業の延長について1回に限るものとする。

#### (育児休業申し出の撤回)

第15条 育児休業を取得する予定の職員は、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業の申し出を撤回することができる。この場合、職員は育児休業変更申出書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により育児休業の申し出を撤回した職員は、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該子に係る育児休業の再度申し出ることにはできない。ただし、申し出を撤回した職員であっても、第8条に規定する休業の申し出をすることができる。

- (1) 配偶者が死亡したとき
- (2) 配偶者が負傷、疾病又は精神もしくは身体の障害により育児休業申し出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- (3) 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が育児休業の申し出に係る子と同居しないこととなったとき
- (4) 育児休業の申出に係る子が、要介護状態になったとき
- (5) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

#### (育児休業申し出の消滅)

第16条 育児休業又は休業の延長の申し出の後、育児休業開始予定日とされた日の前日ま

で、次に掲げる事由が生じた場合には、その育児休業又は休業の延長の申し出はなされなかったものとする。この場合、職員は遅滞なく育児休業変更申出書を提出しなければならない。

- (1) 子が死亡したとき
- (2) 子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取り消しがあったとき
- (3) 子が養子、その他の事情により休業申し出た職員と同居しないこととなったとき。
- (4) 育児休業を申出た職員が、就業規程第 23 条に規定する療養休暇を取得又は同規程第 31 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により休職となった場合で、その休業申し出に係る子が 1 歳（休業の延長の場合は 1 歳 6 か月）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったとき。

#### **（育児休業期間）**

第 17 条 育児休業の申出をした職員が、育児休業を取得することができる期間は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日までの期間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日（ただし、第 3 号についてはその前日）に終了するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事由が生じたとき
- (2) 休業終了予定日の前日までに当該休業の申し出に係る子が 1 歳に達したとき（第 8 条の休業の延長の場合は、1 歳 6 か月に達したとき）。
- (3) 育児休業している職員について、産前産後休暇又は新たな育児休業が始まった日。
- (4) 育児休業を開始したのち、この法人に定める育児休業の適用除外者に該当することとなった場合には、原則として、その事由が発生した日から 2 週間以内でこの法人が指定した日。

### **第 2 節 労働条件等**

#### **（育児休業期間中の労働条件）**

第 18 条 育児休業期間中は、当該職員は勤務を要しない。

- 2 育児休業期間中は、給与を支給しない。
- 3 育児休業期間中は、就業規程第 22 条に規定する年次休暇及び同規程第 24 条に規定する特別休暇を取得することができない。
- 4 毎月の給与から控除すべきものがある場合は、この法人が指定する期日までに、毎月この法人に送金しなければならない。

#### **（育児休業後の労働条件等）**

第 19 条 育児休業が終了した職員は、その期間が終了した日の翌日から勤務しなければならない。

らない。

2 育児休業を取得した職員の職場復帰後の労働条件については、次のとおりとする。

- (1) 給料は休業開始の日の前日における額を支給する。ただし、休業期間中に給料の改訂等が実施された場合は、他の職員の給料等を勘案して調整することができる。
- (2) 育児休業が終了した年度の年次休暇は、休業開始日に保有していた日数から育児休業期間中に時効により消滅した日数を控除し、そして育児休業期間中に新たに発生した日数がある場合はその日数を加算した年次休暇を行使することができる。
- (3) 原則として休業開始日の前日に配置されていた部署に配置する。ただし、休業期間中に組織の変更があった場合、その他この法人の運営上の都合により他の部署に配置換えすることがある。

#### (二重就労の禁止)

第 20 条 育児休業期間中は、許可なくこの法人以外の業務に従事することを禁ずる。

#### (育児休業期間中の解雇等)

第 21 条 育児休業の申し出をしたことあるいは育児休業を取得したことをもって解雇することはない。ただし、この法人の運営上の都合により、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

#### (その他)

第 22 条 職員が退職等により、第 18 条第 4 項の規定により当該職員がこの法人に送金すべき金額のうち、退職時に当該職員より送金されていない金額がある場合は、この法人はその不払い分の返還を受けることができる。

### 第 3 章 子の看護休暇

#### (子の看護休暇の申し出)

第 23 条 子の看護休暇を取得しようとする者は、あらかじめこの法人に申し出なければならない。ただし、緊急の場合で、あらかじめ申し出ができない場合は、電話等により始業時刻前までにこの法人に連絡し承認を得なければならない。この場合、事後速やかに当該申出書を提出しなければならない。

2 この法人は、前項の申し出があった場合は、子の傷病の事実を証明する書類の提出を求めることがある。

### 第 4 章 所定外勤務の免除

#### (対象者)

第 24 条 就業規程第 19 条第 3 項及び派遣職員等就業規程第 15 条第 3 項の規定にかかわらず

ず、次に掲げる職員は、所定外勤務の免除を申し出ることができない。

- (1) 日雇職員
- (2) この法人に採用されてから1年未満の者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

#### (所定外勤務の免除の申し出)

第25条 所定外勤務の免除の申し出ようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、当該免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、開始予定日の1か月前までに、育児のための所定外勤務免除申出書(様式第5号)をこの法人に提出しなければならない。

- 2 この法人は、前項の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
- 3 第1項の規定により申出書が提出されたときは、この法人は速やかに申出の職員に対し、所定外勤務取扱通知書(様式第6号)を交付しなければならない。2回目以降、所定外勤務の免除を更新する場合も同様の手続きとする。
- 4 申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に対象児出生届に出生を証明する書類を添付して、この法人に提出しなければならない。

#### (所定外勤務の免除の申し出の取り消し)

第26条 免除開始予定日の前日までに、申し出に係る子の死亡等により申し出の職員子を養育しないこととなった場合には、申し出がなかったものとみなす。

- 2 前項の場合において、職員は当該事由が発生した場合、状況変更届(様式第7号)により速やかに提出しなければならない。

#### (所定外勤務の免除の申し出の消滅)

第27条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日(ただし、第3号については開始日の前日)に当該免除期間は終了するものとする。

- (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しなくなったとき
  - (2) 免除に係る子が3歳に達したとき
  - (3) 申出者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休暇が始まったとき
- 2 前項1号の事由が生じた場合、職員は当該事由が生じた場合、状況変更届により速やかに提出しなければならない。

## 第5章 時間外勤務の制限

#### (時間外勤務の制限)

第28条 就業規程第19条第2項及び派遣職員等就業規程第15条第2項の規定にかかわらず



ず、次に掲げる職員は時間外勤務の制限を申し出ることができない。

- (1) 日雇職員
- (2) この法人に採用されてから1年未満の者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

#### (時間外勤務の制限の申し出)

第29条 時間外労働の制限を申し出る職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、当該制限を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、原則として開始予定日の1か月前までに、時間外勤務制限申出書(様式第8号)を提出しなければならない。

- 2 この法人は、時間外勤務の制限の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
- 3 第1項の規定により申出書が提出されたときは、この法人は速やかに申し出の職員に対し、時間外勤務制限取扱通知書(様式第9号)を交付しなければならない。2回目以降、所定外勤務の免除を更新する場合も同様の手続きとする。
- 4 申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に対象児出生届に出生を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

#### (時間外勤務の制限の申し出の取り消し)

第30条 時間外勤務の制限開始予定日の前日までに、職員が子を養育しないこととなった場合、申し出はされなかったものとみなす。

- 2 職員は前項の事由が発生した場合、状況変更届を速やかに提出しなければならない。

#### (時間外勤務の制限の申し出の消滅)

第31条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、その事由が生じた日(ただし、第3号については開始日の前日)に、当該制限は終了するものとする。

- (1) 家族の死亡等により申し出に係る子を養育しないこととなったとき
- (2) 申し出に係る子が小学校就学の始期に達したとき
- (3) 申出者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休暇が始まったとき

- 2 前項1号の事由が生じた場合、状況変更届を速やかに提出しなければならない。

## 第6章 深夜勤務の制限

#### (深夜勤務の制限)

第32条 就業規程第19条第1項及び派遣職員等就業規程第15条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は深夜勤務の制限の申し出ることができない。

- (1) 日雇職員

- (2) この法人に採用されてから1年未満の者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- (4) 申し出に係る職員の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員
  - ア 深夜に起きて就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
  - イ 心身の状況が申し出に係る子の保育することができる者であること。
  - ウ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

#### （深夜勤務の制限の請求）

- 第33条 深夜勤務の制限を申し出る職員は、1回の深夜業の制限の期間は1か月以上6か月以内の期間について、当該制限を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、原則として深夜業労働の制限の開始予定日の1か月前に、深夜勤務制限請求書（第10号）を提出しなければならない。
- 2 この法人は、深夜労働の制限の申し出があつた場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
  - 3 第1項の規定により申出書が提出されたときは、この法人は速やかに申出の職員に対し、深夜勤務制限取扱通知書（第11号）を交付しなければならない。2回目以降、深夜勤務の免除を更新する場合も同様の手続きとする。
  - 4 請求書の日後に当該請求に係る子が出生したときは、当該請求をした職員は、出生後2週間以内に対象児出生届に出生を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

#### （深夜勤務の制限の請求の取り消し）

- 第34条 深夜勤務の制限を開始しようとする日の前日までに、職員が子を養育しないこととなった場合は、申し出はされなかったものとみなす。
- 2 職員は、当該事由が発生した場合、状況変更届を速やかに提出しなければならない。

#### （深夜勤務の制限の請求の消滅）

- 第35条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第3号については開始日の前日）に、深夜勤務の制限は終了するものとする。
- (1) 家族の死亡等により申し出に係る子を養育しないこととなったとき
  - (2) 申し出に係る子が小学校就学の始期に達したとき
  - (3) 申出者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休暇が始まったとき
- 2 前項1号の事由が生じた場合、状況変更届を速やかに提出しなければならない。

## 第7章 育児短時間勤務

### (対象者)

第36条 3歳に満たない子を養育する職員は、就業規程第13条第2項及び派遣職員等就業規程第9条第2項に規定する正規の勤務時間を、午前9時30分から午後4時30分（休憩時間は就業規程第14条及び派遣職員等就業規程第10条の規定により正午から午後1までの1時間とする。）までの6時間に勤務時間の変更を申し出ることができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は、育児短時間勤務の申し出をすることができない。

- (1) 日雇職員
- (2) この法人に採用されてから1年未満の者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

### (育児短時間勤務の申し出)

第37条 育児短時間勤務の申し出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮の開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書（様式第12号）により、この法人に申し出なければならない。

2 前項の規定により申出書が提出されたときは、この法人は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知（様式第13号）を交付しなければならない。2回目以降、育児短時間勤務を更新する場合も同様の手続きとする。

3 申し出の日後に当該申し出に係る子が出生したときは、当該申し出をした職員は、出生後2週間以内に対象児出生届に出生を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

### (育児短時間勤務期間中の給与)

第38条 育児短時間勤務を取得した職員の給与は、給与規程第22条第3項の規定により得られる額とする。

## 第8章 雑 則

### (特定の職員についての適用除外)

第39条 地方公共団体、民間企業その他関係団体等（この条において「団体等」という。）の身分を有する者のうち、法人と団体等との間で出向又は派遣に関する協定等に基づき、法人に出向又は派遣される職員は、この規程を適用せず、法令その他団体等の育児休業等に関する諸規程を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、法人と団体等との出向又は派遣に関する協定等において前項と異なる定めをしたときには、当該定めに従う。

(改 廃)

第 40 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第 41 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この規程は令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

殿

所 属

氏 名

印

育児休業申出書

育児休業等に関する規程第 9 条の規定により、下記のとおり育児休業（延長）の申し出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子又は養育里親として委託された子の場合、その手続完了年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出 産 予 定 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 休業期間 ※ 延長の場合は 当該延長期間	年 月 日 から 年 月 日 (復職予定日： 年 月 日)	
4 申し出に係る状況	(1) 所定の期限までに申し出している 〔1歳までの育児休業：1か月前 1歳を超えての育児休業：2週間前〕	はい・いいえ (→遅延理由) ( )
	(2) 1の子について育児休業の申し出を撤回したことがある	いいえ・はい (→再申請理由) ( )
	(3) 1の子について育児休業をしたことがある (ただし、1歳を超えての休業の場合は記入不要)	いいえ・はい (→再度休業理由) ( )
	(4) 1の子について配偶者が育児休業を取得しており、かつ第7条第3項の規定により職員が育児休業を取得使用とする場合	配偶者の育児休業開始 (予定) 日 年 月 日
	(5) (4)以外の理由で1歳を超えて育児休業を申し出る場合	育児休業取得理由 ( )
	(6) 1歳を超えた1の子について新たに育児休業を取得する場合	配偶者が既に育児休業を取得している・していない

様式第 2 号（第 9 条、第 25 条、第 29 条、第 33 条関係）

対象児出生届

年 月 日

殿

所 属

氏 名

印

年 月 日に行った

育児休業の申し出  
所定外勤務免除の申し出  
時間外勤務制限の請求  
深夜勤務制限の請求  
育児短時間勤務の申し出

において出生していなかった子が出生

しましたので、育児休業等に関する規程（第 9 条、第 25 条、第 29 条、第 33 条）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

出生した子の氏名	
申出（請求）者との続柄	
出生した子の生年月日	年 月 日

育児休業取扱通知書

年 月 日

殿

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

あなたから 年 月 日に育児休業の 

申し出
期間変更の届出
申出の撤回

 がありました。育児休業規程

（第9条、第13条、第14条、第15条、第8条及び第9条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 育児休業 の期間	開始日： 年 月 日（ ） 終了日： 年 月 日（ ）
2 育児休業中 の取扱い	(1) 給与：支給しない (2) 所属： (3) 社会保険： (4) その他：
3 休業後の 労働条件	(1) 給与： (2) その他：
4 その他	

年 月 日

殿

所 属

氏 名

印

### 育児休業変更申出書

育児休業規程（第13条、第14条、第15条、第16条）に基づき、 年 月 日に行った育児休業の申し出における休業期間を下記のとおり変更します

記

1 当初の申し出における育児休業期間	開始日： 年 月 日（ ） 終了日： 年 月 日（ ）
2 当初の申し出に対する対応	休業開始予定日の指定 ・有 → 指定後の育児休業開始予定日 年 月 日 ・無
3 変更の内容	・育児休業（開始・終了）予定日の変更 ・変更後の休業（開始・終了）予定日 年 月 日 ・育児休業の申し出の撤回又は消滅
4 変更の理由 (育児休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳以降に開始する育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。



所定外勤務免除申出書

年 月 日

殿

所 属

氏 名

印

育児休業等に関する規程第25条の規定により、下記のとおり所定外勤務の免除を申し出ます。

記

1 所定外勤務の免除に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子又は養育里親として委託された子の場合、その手続完了年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出 産 予 定 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 所定外勤務免除期間	年 月 日 から 年 月 日	
4 所定外勤務免除の申し出に係る状況	免除開始予定日の1か月前に申し出ている はい・いいえ（→遅延理由） （ ）	

様式第 6 号 (第 25 条関係)

所定外勤務免除取扱通知書

年 月 日

殿

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

あなたから 年 月 日に所定外勤務免除の申し出がありました。育児休業規程第 25 条の規定により、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 所定外勤務を免除する期間	開始日： 年 月 日 ( ) 終了日： 年 月 日 ( )
2 所定外勤務免除期間の取扱い等	(1) 所定時間外勤務：免除 (2) その他

状 況 変 更 届

年 月 日

殿

所 属

職・氏名

印

次のとおり 

所定外勤務の免除
時間外勤務の制限
深夜勤務の制限

 に係る子の養育の状況について変更が生じたのでお届けします。

1 届出の事由

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

<input type="checkbox"/> 離縁	<input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し	<input type="checkbox"/> 家事裁判事件の終了
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除		

同居しなくなった。

職員の配偶者でこの親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の理由により請求できる職員に該当しなくなった。

（理由： \_\_\_\_\_）

2 届け出の事実が発生した日

年 月 日

時間外勤務制限申出書

年 月 日

殿

所 属

氏 名

印

育児休業等に関する規程第 29 条の規定により、下記のとおり時間外勤務の制限を申し出ます。

記

1 時間外勤務の制限に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子又は養育里親として委託された子の場合、その手続完了年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出 産 予 定 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 時間外勤務制限期間	年 月 日 から 年 月 日	
4 時間外勤務制限の申し出に係る状況	制限開始予定日の 1 か月前に申し出ている はい・いいえ（→遅延理由） （ ）	

様式第9号（第29条関係）

時間外勤務制限取扱通知書

年 月 日

殿

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

あなたから 年 月 日に時間外勤務制限の申し出がありました。育児休業規程第29条の規定により、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 時間外勤務を制限する期間	開始日： 年 月 日（ ） 終了日： 年 月 日（ ）
2 時間外勤務制限期間の取扱い等	(1)時間外勤務：1か月について24時間以内とする。 1年について150時間以内とする。 (2) その他

深夜勤務制限申出書

年 月 日

殿

所 属  
氏 名 印

育児休業等に関する規程第 33 条の規定により、下記のとおり深夜勤務の制限を申し出ます。

記

1 深夜勤務の制限に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子又は養育里親として委託された子の場合、その手続完了年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出 産 予 定 日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 深夜勤務制限期間	年 月 日 から 年 月 日	
4 深夜勤務制限の申し出に係る状況	制限開始予定日の1か月前に申し出ている はい・いいえ (→遅延理由) ( )	

様式第 11 号 (第 33 条関係)

深夜勤務制限取扱通知書

年 月 日

殿

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

あなたから 年 月 日に深夜勤務制限の申し出がありました。育児休業規程第 33 条の規定により、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 深夜勤務を制限する期間	開始日： 年 月 日 ( ) 終了日： 年 月 日 ( )
2 深夜勤務制限期間の取扱い等	(1) 時間外勤務：午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は勤務をさせない。 (2) その他

育児短時間勤務申出書

年 月 日

殿

所 属

職・氏名

印

育児休業規程第 37 条の規定により、下記のとおり育児短時間勤務の申し出をします。

記

1 育児短時間勤務 に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中 の子、養子縁組里親に委託されている子 又は養育里親として委託された子の場 合、その手続完了年月日	年 月 日
2 1の子が生まれ ていない場合の出 産予定者の状況	(1) 氏 名	
	(2) 出産予定日	年 月 日
	(3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 申し出に係る 状 況	(1) 育児短時間勤務開始予定日から1か月 前に申し出ている	はい・いいえ（→遅延理由） ( )
	(2) 1の子について育児短時間勤務の申し 出を撤回したことがある	はい・いいえ（→再申請理由） ( )



育児短時間勤務取扱通知書

年 月 日

殿

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

あなたから 年 月 日に育児短時間勤務の申し出がありました。育児休業規程第 37 条の規定により、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

1 育児短時間勤務の期間	開始日： 年 月 日 ( ) 終了日： 年 月 日 ( )
2 育児短時間勤務期間の取扱い等	(1) 勤務時間は次のとおりとなります。 始業：午前 9 時 30 分 終業：午後 4 時 30 分 休憩時間：正午から午後 1 時 (2) 所定時間外勤務： (3) その他